

令和 8 年度中学生スポーツ活動普及奨励事業補助金交付要項

令和 8 年 6 月 1 日から適用

一般財団法人前橋市スポーツ協会	〒 3 7 1 - 0 8 1 6 前橋市上佐鳥町 4 6 0 - 7 電話 2 8 9 - 0 6 0 7 FAX 2 6 5 - 0 0 2 7 mail maebashi-taikyo@bf.wakwak.com
-----------------	--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		前橋市まちづくり公社が設立した「まえばしスポーツクラブ（以下「クラブ」という）」による指導者派遣事業を利用して、主に中学生の部活動に代わる活動を実施した団体を対象に、経費の一部を支援することにより、団体活動の一助を担い、スポーツ活動のニーズに適応した環境を整えることを目的とする。
内 容	対象期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日までとする。
	補助対象団体	前橋市内で主に中学生を対象にした活動を行い、クラブが実施する指導者派遣事業を利用した団体とする。
	補助金額	1 か月の活動に対する指導者派遣料金の 3 分の 2 以内を助成する。 ◎ 予算額の上限に達した場合は本事業を終了とする。
交付条件	1 補助対象団体は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じること。 2 補助対象団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じること。 3 補助事業者は、前橋市スポーツ協会補助等交付規則、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行うこと。	
交付申請の手続き	交付申請兼請求の方法、時期等	「補助金交付申請書兼請求書」（様式第 1 号）に次の書類を添えて、翌月の 1 0 日以内に申請してください。 1 補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号） ※ クラブから発行された領収書を添えること（複写可） ※ 数か月にわたり指導者派遣事業を利用する場合も、ひと月毎に申請をする。
	交付決定及び補助金額確定について	申請された「補助金交付申請書兼請求書」（様式第 1 号）に基づき、その内容の審査及び調査等を行った後、「補助金交付決定及び補助金額確定通知書」（様式第 2 号）により申請団体に通知する。なお、補助金は、受理した日から 3 0 日以内に交付するものとする。

交付申請の手続き	交付決定の取消又は補助金の返還	次の場合は、補助金交付が取消されます。既に交付を受けている場合は補助金を全額返還しなければなりません。 1 補助対象団体が、補助活動以外の用途に使用した場合 2 補助対象団体が、補助活動に対して不正等不適切な行為をした場合。 3 提出書類に虚偽の記述を行った場合。
様式	申請書等の様式	1 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 補助交付決定及び補助金額確定通知書（様式第2号） 3 委任状（団体が口座を持っておらず、個人名義の通帳に振込を希望する場合は、委任状を提出する）。 ・原則、自筆（署名）とします。記名の場合は、シャチハタ以外の認印が必要となります。 ・活動団体に所属しているすべての方（指導者、サポートスタッフ、中学生等）からの委任状が必要となります。なお、中学生など未成年の場合は、保護者の氏名をご記載ください。 ・当該年度に複数回申請する場合は、初回申請のみ委任状を提出してください（2回目以降は省略できます）。